

人事委員会議事録（第1708回）

1 開催日時

令和5年5月31日（水）10：00～11：00

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員長	田中基康
委員	鈴木尉久
委員	長尾真
事務局職員	古川卓哉
事務局職員	西谷智子
事務局職員	井上博尊
事務局職員	中原恵子
事務局職員	任用課副課長兼給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1707回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

技術系職種採用試験（春日程・経験者）筆記試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月2日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

職種によっては、筆記試験の競争率が低くなっている。

（事務局）

多くの受験者を確保することが重要である。

第3号議案

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

警察での改正時期が遅いのではないか。

(事務局)

国では銃刀法の改正が令和4年3月、水上警戒業務と同様の国の手当の改正が令和4年4月に行われている。警察は、国から地財措置が行われる通知があったため今回改正することとしている。時期としては2月県議会での改正が可能だったが、他の都道府県の状況なども見極めた上で、6月県議会での改正となったと聞いている。

他府県の状況を見ると、銃砲等作業手当については、令和4年3月の銃刀法の改正に合わせてほとんどの団体がすでに改正を行っている。一方、遠隔地水上警戒業務手当については、そもそも手当がない団体が26団体、手当がある団体のうち9団体が令和5年4月から改正を行うこととしている。

(委員)

遠隔地水上警戒業務手当がある団体のうち半数近くが令和5年4月からの改正としており、銃砲等作業手当についてはほとんどが令和4年3月に改正している。速やかに対応するよう求めなければいけない。

(委員)

クロスボウとはどういうものか。

(事務局)

いわゆるボウガンのことで、矢を銃のように発射するもの。

閉 会